

2023(令和5)年度教区人権学習会資料

「人権と災害」～寺院の災害支援と平時の備え～

●はじめに

人権に関する事柄は、日々の日常では感じにくいと言われています。しかし、日本国憲法第12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とされています。人権は、日本に暮らす私たちの不断の努力で守られているのです。これは災害時も同様です、被災者であれば人権が制限されても仕方がない、とするわけにはいきません。また、災害が起こる前、平時から備えることで守ることができる人権もあるのではないのでしょうか。人権と災害について考えてみましょう。

●ふりかえり「ここから～東日本大震災から10年～」

前年度(2022年)は、「ここから～東日本大震災から10年～」と題して東日本大震災をテーマに学習いたしました。学習資料映像の中では寺院が災害を学習・伝承する場になっている場面、僧侶が被災檀信徒の心の支え、寺院が地域やボランティアの人々が集う場所になっている場面、僧侶が社会福祉協議会と連携して支援活動に携わっている場面などが紹介されました。こうした活動が持つ意味は多岐にわたりますが、そこには人権という視点からも見逃せない意義がありました。

●弱者は災害時、更に弱者に

東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、被災住民全体の犠牲者の割合と比較して2倍程度に上ったといわれています。

高齢者、障害者、妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方と、その家族を受け入れる避難所を「福祉避難所」といいます。福祉避難所は、1995(平成7)年に発生した阪神・淡路大震災を機に見直された災害救助法によって1996(平成8)年に位置づけられたものの、その後の具体的な取り組みは進んでいませんでした。初めて設置されたのは

2007(平成19)年の能登半島地震で、翌2008(平成20)年に厚生労働省から福祉避難所についての設置・運営ガイドラインが出されたことにより、ようやく要支援者のための避難支援の動きが広がり始めました。地域のバリアフリー施設を福祉避難所として指定する動きや、自治体と特別養護老人ホームなどの福祉施設の間で福祉協定を結ぶ事例が増えていますが、いくつか問題もあります。

- ① 平時において福祉避難所が、どこで開設されるかが広く知られていない
- ② 福祉避難所の利用が必要な人の把握、その支援をする人の確保が必ずしも十分ではない
- ③ 上記の結果、災害時に福祉避難所を利用すべき人が利用できない。 …等々

見た目では困難がわかりにくい内部障害者、難病患者等も、学校や公民館のような避難所に長期間いることに伴う困難も生じることでしょう。

精神障害や知的障害のある人は、集団生活が馴染みにくく、周囲とのトラブルに巻き込まれたという事例もあります。

●平時からの備えと寺院

災害時に特別な医療器具や治療が必要な方を受け入れることは、難しいかもしれませんが、僧侶という立場にある者と、寺院という場所が果たせる役割は多いのではないのでしょうか。

正式な福祉避難所として自治体と協定を結ぶことは出来なくても、檀信徒や地域の方々との関係や、相応の空間を持つ寺院を災害時にどう活用できるのか、平時から考えておくことは決して無駄にはならないはずです。大規模な避難所となることは難しくとも、地域に災害時の支援が必要な人がどれだけいるのか、どういった人をどれくらい一時避難所として寺院に受け入れられるのか、地域の消防署、消防団や社会福祉協議会等と話しておくこともとても有効なことのひとつと考えられます。

●寺院や僧侶が持つ強み

例えば…

- ①僧侶は檀信徒や地域の中で、支援が必要な人を把握することが比較的容易な立場にある
- ②ある程度の人数を受け入れられる本堂、庫裏等を備えている
- ③僧侶や空間そのものが、利用者にとって一定の安心感の担保となる …等々

上記を具体的に考えてみると…

- ①支援を必要とする人々を受け入れる時の合理的な配慮について、当事者の意見を事前に確認しておく
- ②寺院も受け入れ先の一つとなれることを地域と共有する …等々

本資料は、令和5年度の『現職研修・寺族研修No.44』に掲載されている山田悠平氏にご寄稿いただいた『災害において人権がなぜ大切なのか～平時からの備えをともし～』の原稿をもとに作成いたしました。より詳細な内容となっておりますので、是非ご確認ください。また寺院が様々な人とともに在るために必要な考え方については2018～2021年度の「障害の解消」に関する教区人権学習資料が参考になるはずです。それらの考え方を平時だけでなく、非常時にどう活かすことができるのか。地域の寺院が集まる機会にお考えいただきたいと考え、今年度のテーマを「人権と災害」といたしました。

次は、その理念や具体的な事例を示すものとして、「『防災と宗教』クレド(行動指針)」について大阪大学大学院人間科学研究科・稲場圭信教授にご寄稿いただいております。

「防災と宗教」クレド(行動指針)

大阪大学大学院人間科学研究科教授 稲場圭信

東日本大震災では、寺社教会などの宗教施設にも住民が多数避難しました。被災地で宗教施設は地域資源として、「資源力」(広い空間と畳などの被災者を受け入れる場と、備蓄米・食糧・水といった物)があり、檀信徒、氏子、信者の「人的力」、そして、祈りの場として人々の心に安寧を与える「宗教力」がありました。地方では宗教施設がソーシャル・キャピタルの源泉として機能しているところもあり、災害時の避難所として関心が持たれています。また、都市部でも帰宅困難者対策として、宗教施設が一時避難所として行政から指定されるケースが増えています。

2015年3月16日、第3回国連防災世界会議においてパブリック・フォーラム「防災と宗教」シンポジウムが仙台市で開催されました。「防災と宗教」シンポジウムは、災害時における宗教者・宗教団体の取り組みを検証し、今後の災害対応における課題について話し合うことを目的として開催され、宗教者による防災の取り組み、災害時の緊急対応、復旧・復興期の役割、行政との連携、社会との開かれた関係の構築などをうたった「防災と宗教」提言文が採択されました。

その「防災と宗教」シンポジウムを主催した世界宗教者平和会議(WCRP)日本委員会、宗教者災害支援連絡会、宮城県宗教法人連絡協議会の3団体の連携で「防災と宗教」行動指針・策定委員会を組織し、筆者も委員の一人として参画しました。

「防災と宗教」提言文をもとに、宗教者が自らの使命の一つとして「防災」を位置づけるとともに、生命を守る取り組みにおいて連携する一般の市民団体、行政、さまざまな社会的セクターにおいて発信していく「防災と宗教」クレド(行動指針)を策定しました。その「防災と宗教」クレド(行動指針)は、以下の5つからなります。

「防災と宗教」クレド（行動指針）

1. 災害について学ぶ

宗教者・宗教施設は、防災減災について共に学べる場を提供します。

2. 災害に備える

宗教者・宗教施設は、災害時に向けて共に生きるための備えをします。

3. 災害時に支える

宗教者・宗教施設は、災害時に分け隔てなく共に命を支え合います。

4. 災害復興に歩む

宗教者・宗教施設は、共に身も心も災害復興に歩みます。

5. 連携の輪を広げる

宗教者・宗教施設は、民間機関・行政と共に連携の輪を広げます。

（2016年3月11日「防災と宗教」行動指針・策定委員会）

以下の補足説明は、具体的な行動や事例を示し、行動指針の意図を理解して頂くものです。行動指針を基本として、「できることは何か」という内部基準を各宗教施設で考えていく出発点にしましょう。

1. 災害について学ぶ

宗教者・宗教施設は、防災減災について共に学べる場を提供します。

たとえば、地元の自然災害についての伝承の場を設けたり、防災意識を高める研修会を開催したりします。

2. 災害に備える

宗教者・宗教施設は、災害時に向けて共に生きるための備えをします。

たとえば、宗教施設に非常用備蓄品を保管し、地域の特徴と施設の条件に基づいた防災訓練などの取り組みを行います。

3. 災害時に支える

宗教者・宗教施設は、災害時に分け隔てなく共に命を支え合います。
たとえば、被災者のために、宗教施設を避難所や救援活動の拠点として可能な限り開放するとともに、炊き出し、物資の仕分け、瓦礫撤去、寄り添いなどの救援・支援活動を地域の人たちと共に行います。

4. 災害復興に歩む

宗教者・宗教施設は、共に身も心も災害復興に歩みます。
たとえば、宗教者は、被災者の信教の自由を尊重しつつ、寄り添い、傾聴、見守りなど、精神面のサポートを継続します。支援者あるいは被災者の一人として、自らの身心の健康にも留意しながら、自分たちができる範囲で取り組みます。

5. 連携の輪を広げる

宗教者・宗教施設は、民間機関・行政と共に連携の輪を広げます。
たとえば、宗教界、地域の学校、町内会、社会福祉協議会、NPO などの民間機関、そして行政とも連携し、対応をします。

東日本大震災後、多くの宗教者、宗教組織が、防災意識を高める研修会を開催したり、避難所運営のワークショップを開催したりしてきました。宗教者自らが、防災士の資格取得に取り組んだり、防災ワークショップを自主企画したりしています。また、宗教施設の敷地内には災害記念碑が建立されていたり、古文書などに災害の記録が残されていたりしています。地域の災害を伝承していくことにも留意したいところです。